

群馬東部水道企業団事後審査型条件付一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、企業団が発注する建設工事及び工事に係る設計、測量等の業務委託（以下「工事等」という。）の請負契約に係る事後審査型条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の実施に関し、群馬東部水道企業団会計規程（平成28年群馬東部水道企業団企業管理規程第10号。以下「会計規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 入札の対象となる工事等（以下「対象工事等」という。）は、群馬東部水道企業団入札審査委員会において選定するものとする。

(入札参加資格者等)

第3条 入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次に掲げる要件を基準として定めるものとする。

- (1) 企業団の競争入札参加資格の認定を受けていること。
- (2) 発注案件と同業種に登録又は格付けされていること。
- (3) 当該工事等と類似の施工経験を有することを要する場合には、これを要件とすること。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく本企业団の入札参加制限を受けていない者であること。
- (6) 群馬東部水道企業団入札参加資格停止措置要領（平成28年4月1日群馬東部水道企業団制定）に基づく資格停止期間中でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（手続開始決定後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、対象工事等ごとに特に必要と認めて定める要件を満たしていること。

2 入札日までに対象工事等の参加資格を満たさなくなった者は、入札に参加できないものとする。

3 次の各号に掲げる者は、同一の入札に参加することができない。

- (1) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に規定する親会社と子会社の関係にある場合又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合のいずれかに該当する者
- (2) 一方の会社の会社法人上の役員（以下「役員」という。）が他方の会社の役員の過半数

を兼ねている場合又は一方の会社の代表権のある役員が他方の会社の役員を兼ねている場合のいずれかに該当する者

- 4 参加資格及びその他の入札に係る諸要件は、別に定める群馬東部水道企業団入札審査委員会により決定するものとする。

(入札の公告等)

第4条 企業長は、参加資格を定めた場合は、地方自治法施行令第167条の6及び会計規程第108条の規定に基づき公告するものとする。

- 2 前項の規定による公告(以下「入札公告」という。)は、群馬東部水道企業団公告式条例(群馬東部水道企業団条例第2号)に定める掲示場に掲示するほか、ぐんま電子入札共同システム(以下「共同システム」という。)を利用して入札を執行する場合は、対象工事等の要件を共同システムの情報公開システムに登録掲載するものとする。

(入札参加申請)

第5条 入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、入札公告で定める申請期限までに事後審査型条件付一般競争入札参加申請書(様式第1号)及び当該公告で定めるその他の調書類を指定された提出方法により企業長に提出しなければならない。

- 2 入札参加者が当該入札案件について、明らかに参加資格を有さない者であると判明したときには、参加申請書を受理しないものとする。

(入札参加者の公表)

第6条 入札参加者は、入札が終了するまで公表しない。

(入札の中止等)

第7条 企業長は、入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす場合、又はその疑いがある場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめるものとする。

(設計図書等及び現場説明会)

第8条 企業長は、入札に参加しようとする者に対して、必要に応じて対象工事等の仕様書及び図面(以下「設計図書等」という。)の閲覧又は配布を行うものとし、閲覧又は配布方法については、入札公告の掲載のとおりとする。

- 2 入札参加者は、対象工事等の内容に対する質問を入札公告の掲載のとおり行うことができる。
- 3 現場説明会は、特に必要があると認める場合を除き、開催しないものとする。

(開札及び落札候補者の決定)

第9条 開札は、入札公告に掲載された入札の日時及び場所において、入札参加者の中から選任された入札立会人の立会いにより行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、開札を共同システムにより実施する場合は、地方自治法施行令第167条の8第2項により開札立会人を選任しないものとする。
- 3 入札への立ち会いを希望する者がいる場合は、それを認めなければならない。
- 4 企業長は、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格を持って入札した者のうち、最

も入札価格の低い者から落札候補者を決定するものとする。

5 落札候補者となる者が2者以上あるときは、くじ引きにより順位を決定する。

(確認申請書の提出)

第10条 企業長は、入札参加資格要件の審査を行うため、開札後、速やかに落札候補者へ事後審査型条件付一般競争入札資格要件確認申請書(様式第2号)、その他の確認するために必要な資料の提出を求めるものとする。

2 落札候補者は、原則として前項の資格要件確認申請書類一式を入札公告に掲載された期限及び提出方法により企業長に提出しなければならない。

3 落札候補者が前項の規定による提出期限内に資格要件確認申請書を提出しないときは、当該落札候補者の入札書を無効とする。

(入札参加資格要件の審査)

第11条 企業長は、落札候補者から提出のあった資格要件確認申請書等を審査し、入札参加資格要件を満たしている場合には当該落札候補者を落札者として決定する。落札候補者が参加資格を有していない場合は次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。なお、審査の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の資格審査は行わない。

(落札決定の通知等)

第12条 企業長は、前条第1項の規定により落札を決定したときは、当該落札者及び入札参加者に対し、速やかに通知するものとする。

2 企業長は、前条第1項の審査の結果、当該審査の対象者が参加資格を有していないことを確認したときは、当該対象者に対して、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書(様式第3号)により通知し、当該入札書は無効とするものとする。

3 前項の通知書を受理した者は、この通知を受けた日から起算して2日(企業団の休日を除く。)以内に、その理由について企業長に対し、事後審査型条件付一般競争入札参加資格不適格理由説明請求書(様式第4号)により説明を求めることができる。

(入札結果の公表)

第13条 入札の結果は、群馬東部水道企業団ホームページに公表する。

2 共同システムを利用して入札を執行した場合は、入札の結果を共同システムの情報公開システムで公開するものとする。

(その他)

第14条 この要領の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

事後審査型条件付一般競争入札参加申請書

年 月 日

群馬東部水道企業団 企業長

様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

群馬東部水道企業団が行う下記の事後審査型条件付一般競争入札に参加したいので、公告内容を承知の上、申請します。

なお、落札時における本案件に必要な技術者配置を予定するとともに、本申請書のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

案 件 番 号 : _____

履 行 名 称 : _____

注1) 開札後、落札候補者は入札公告に記載されている「資格要件確認申請一式」を、提出期限までに提出して下さい。

様式第2号（第10条関係）

事後審査型条件付一般競争入札 資格要件確認申請書

年 月 日

群馬東部水道企業団 企業長 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

下記工事（業務委託）の事後審査型条件付一般競争入札に係る資格要件確認申請にあたり、次の事項を誓約の上、申請します。

- 1 本確認申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ありません。
- 2 建設業法等の法令を遵守し、適正な施工（業務）管理を行います。

記

案 件 番 号 _____

履 行 名 称 _____

【資格確認資料】

※下記の資格確認資料について、入札公告を確認し、提出必要書類にレ印を入れてください。

- 手持ち工事等の状況調書
- 配置予定の技術者に関する調書
（添付）・技術者の資格を証する免状、資格証等の写し
・技術者が3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが確認できる資料
- 同種元請工事等施工実績調書
（添付）・施工（業務）内容を確認できる契約書、内訳書、図面等の写し
- その他（ ）

連絡担当者 _____

TEL () _____

FAX () _____

様式第3号（第12条関係）

事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書

年 月 日

様

群馬東部水道企業団 企業長

先に申請のあった下記案件に係る条件付一般競争入札参加資格について審査した結果、下記の理由により不適格としたので通知します。

記

案 件 番 号	
履 行 名 称	
開 札 日	年 月 日
入札参加資格を 不適格とした理由	

なお、競争入札参加資格が不適格であると通知された方は、その理由について通知日から起算して2日（企業団の休日を除く。）以内に、事後審査型条件付一般競争入札参加資格不適格理由説明請求書（様式4号）により説明を求めることができます。

様式第4号（第12条関係）

事後審査型条件付一般競争入札 参加資格不適格理由説明請求書

年 月 日

群馬東部水道企業団 企業長

様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書で、参加資格が不適格とされた理由について、下記の事由により説明を求めます。

記

案 件 番 号	
履 行 名 称	
開 札 日	年 月 日
事 由	